

## 第3章

# 普及制度による成果の普及

### 【第1節】普及体制の変遷

普及制度の発足により、試験研究の成果は専門技術員を経由して、改良普及員に伝達されることとなった。

専門技術員は、昭和24年度に初めて4名を設置し、普及事業主務課（県農業改良課）に席をおいた。昭和25年以降年々増員し、27年度から生活改良担当の専門技術員を設置、35年度から「普及方法」を加えるなど体制の整備が図られた。

昭和43年度に農業試験場の柑橘支場と可部園芸支場に専門技術員を駐在させ、44年度からは、農業試験場、果樹試験場、七塚原種畜場にそれぞれ専門技術員を所属させて、研究と普及の密接な連携のもとに、試験研究成果の普及、調査活動を行うこととなった。

専門技術員の基本的活動には、改良普及員の普及指導活動の指導、改良普及員の研修を行うほか、調査及び研究活動への参加、関係機関との連携が職務基準となっている（昭和38年6月「農業改良助長法第14条の2第2項第1号の事務を行う専門技術員の職務基準」）。すなわち試験研究機関との連携については次のとおりである。

①試験研究機関の行う普及事業に必要な試験研究に積極的に参加すること。

②普及指導活動に必要な、資料収集、実態調査などの調査研究を行うこと。

農業試験場においては昭和44年企画調査部技術調査室に、農業関係専門技術員6名（土壌肥料2名、稲1名、野菜1名、病害虫1名、農業経営1名）、生活関係専門技術員2名（食物1名、家庭管理1名）を所属し、調査活

動に従事した。

本庁専門技術員は、行政対応と改良普及員の研修を主務とし、試験場専門技術員は、地方専門技術員として位置づけられ、専門技術員の機能分化が行われた。

企画調査部技術調査室の専門技術員は、総合調査水田1.2haの圃場管理を通じて、試験研究成果の現地実証を試みるなど、専ら調査活動を主務とした。

しかし、昭和45年試験研究業務の編成替えに伴い、技術調査室は1年の短命で廃止された。総合調査田は、3年目から30aに縮小、4年目にこれも全廃された。昭和45年本庁専門技術員への行政需要増大に伴い、研修対応が不十分となったため、改良普及員の研修を地方専門技術員に大幅に担当させることとなり、調査活動を中心とする活動から、研修並びに現場指導の援助者としての役割が強化された。

昭和48年に主任専門技術員1名の配置、50年には農業試験場のほか、果樹試験場・畜産試験場にも配置されて、主任専門技術員会議を軸として、普及活動の援助方向が明らかにされ、専門技術員体制強化が進んだ。研修については、昭和51年より農業講習所が運営管理の事務を強化することとなり、52年から新しい研修体系も確立した。昭和59年、農業講習所の機能の一部は大学校に移転され、普及員研修は専門技術員の役割となり農業講習所は廃止された。その後、研修体系の改訂を行ないつつ、より高度な研修活動を行なっている。

### 【第2節】専門技術員の活動

#### I 改良普及員の研修

普及員の指導は専門技術員の主要任務であり、試験研究成果普及の重要な機会でもある。最近における研修状況は、次のとおりである。

改良普及員の研修（平成11年度県内研修計画）

・ 新任者養成研修（1年目）	7名	45日間
（2年目）	13名	35日間
・ 基本課題研修（農産）	22名	4日間
（野菜）	28名	4日間
（果樹）	20名	4日間
（畜産）	8名	4日間



新任普及員研修（イチゴ花芽確認実習）

(農業労働)	4名	4日間
(農家経営)	4名	4日間
(農産物活用)	3名	4日間
(農業経営)	13名	4日間
(農政課題)	39名	3日間
(緊急課題)	26名	1日間

- ・自己テーマ研修 161名
- ・地域課題研修 各地域の緊急課題（平成11年度は34課題について、専門技術員が地域農業改良普及センターへ出向き研修を行っている。

## II 調査研究活動

- 1 緊急に解決すべき課題、また、試験研究機関で研究が完了した課題で、現地適応の実証が必要な課題等を中心に研究員や普及員と共同で現地調査活動を実施している。

平成11年度の課題は次のとおりである。

- ①水稲直播栽培の拡大を阻害する要因調査
- ②個別大規模経営を第三者へ移譲した事例調査
- ③水耕ネギ根腐病の防除対策
- ④有機農産物の販売条件の検討
- ⑤中山間地域における地域資源の活用による地域活性化事例調査
- ⑥牛ふん堆肥利用における米作り指針の作成
- ⑦黄色蛍光灯利用による露地ギクの出荷期の拡大実証
- ⑧施設野菜における天敵資材導入条件と効果実証
- ⑨秋施肥によるピーマン、グリーンアスパラガスの栽培体系の確立
- ⑩新規就農者の経営実態調査
- ⑪根の活動に基づいた赤ナシの栽培技術の確立と指標づくり
- ⑫時期別管理がウンシュウミカンの生育に及ぼす影響

- 2 単独では解決できない課題については、専門技術員のプロジェクト活動で対応している。その一例をあげると次のとおりである。

- ①新規就農者の支援システムづくり
- ②関係機関との連携のあり方<技術部会を中心として>



新任普及員研修(青果物市場)



特技普及員研修(講義)

## III 試験研究機関等との連携活動

### <農業技術問題懇談会>

試験研究の課題は、農業経営の現場において解決を要する技術的問題の解決、農業施策推進の必要性から要請される技術開発、将来の農業に必要と考えられる技術の開発など、主として研究員の発想を基に設定されていた。

課題設定に関する基本的な取り決めは、昭和43年制定の「広島県農業関係試験研究総合推進要綱」及び「農業



農業技術問題懇談会

関係試験研究推進要領」によって行われている。

その内容は、従来から行われていた研究員の発想に基づく課題と併せて、先進農家、農業団体、普及・行政関係者などによる問題提起と提案の中から地域農業に密着した研究課題の設定に留意することとされた。

このため、①先進農家、普及、行政などの関係者との試験研究懇談会や専門技術員の現地調査から抽出された問題、②県の長期総合計画や農業施策の基本方針など農業施策の動向から抽出される問題、③研究員が科学技術の進展と将来を予測し発想した問題をもとに、研究課題化に向け研究員、専門技術員による場内検討会がもたれている。

試験研究懇談会は、昭和48年度から55年度までは県内を2～3地域に分けて開催した。昭和56年度からは名称を農業技術問題懇談会に変更し、農業試験場で開催した。更に、昭和61年度から平成2年度までは試験場で開催する農業技術問題懇談会の他に、毎年2～3普及所(管内)においてミニ懇談会を開催し、より農業の現場から直接、解決を要する問題の提起を受け研究課題設定の参考とした。

農業技術問題懇談会における検討内容は、最初は「現地において解決を要する問題」となっていたが、昭和56年に一部改正された「農業関係試験研究推進要領」で協議事項を①地域農業の当面する緊急的な技術的経営的問題に関する事、②地域農業の発展方向を予測し必要と考えられる技術的経営的問題に関する事、③その他必要と認められることの3分野に分けられた。行政、普及の各機関及び農業団体等の関係者はそれぞれが抱える問題について、様式に従ってあらかじめ提出することが規定されて、効率的な懇談会開催への条件が整った。

農業技術問題懇談会の運営は、企画情報部を中心に研究部が行ってきたが、平成4年頃から普及や行政機関などとの情報交換が多く、さらに研究機関との連携が職務として規定されている専門技術員が運営に積極的に係わることが懇談会の目的に合致するとして、提出された課題の内容確認などの整理や座長などを専門技術員が担当することとなった。

懇談会運営の役割分担を明確するため、平成9年度に

農業技術センターにおける「農業技術問題懇談会運営要領」を定めた。

また、この要領では懇談会で討議検討した問題はその後の措置を、①情報提供等で問題解決を図る、②技術開発の成果があるので現地展示圃等で解決する、③技術開発すべき問題点、④解決に向けた方向を検討する、⑤他機関へ問題解決を要望する、に整理区分し関係機関へ報告・通知することとなった。

農業技術問題懇談会に提出された問題は昭和61年度には161課題を数えた。その内容は普通作物に関するもの48課題、特用作物に関するもの7課題、野菜に関するもの63課題、花きに関するもの38課題、経営その他に関するもの12課題であった。平成10年には150課題の問題が提出され、普通作物関係33課題、野菜関係37課題、花き関係19課題、果樹関係43課題、経営・環境関係など総合的に解決を要する問題27課題であった。その措置方向は情報提供が最も多く約50%である。一部の試験研究課題の設定がセンター独自で行えるようになった、生産現場直結型緊急的研究で問題解決を図るとした課題が約20%と多く、時代の流れの速さがうかがえる。

近年、社会情勢に伴って、農政の目標が生産振興から地域の活性化、生産組織の育成、水稻生産調整問題などへ変化しており、提起される問題が純粋な技術的問題から、試験研究のみでは対応が困難あるいは不可能に近い総合的な課題や解決手法が社会学の範疇に近い問題などが多くなってきている。

#### IV その他

試験研究成果の普及は、各種の情報手段をもって行われる。特に、普及情報ネットワークであるEIネットは、平成11年4月にインターネット対応となり、データベース化された農業技術センターの研究成果等が瞬時に取り出せるようになった。

また、次の一覧表に示すように、試験研究成果、調査研究成果、他県の成果等を取りまとめ、改良普及員等が普及指導活動に利用する技術ハンドブック等を作成し配布している。

昭和44年以降分専門技術員が中心となって作成した資料一覧

資 料 名	刊行時期	資 料 名	刊行時期
花木ハンドブック	1972.12	転作物経営指標	1990. 2
農業気象災害対策指導資料 (シリーズ)	1973. 7	農業気象災害対策指導資料 (シリーズ)	1990. 3
ひろしま郷土食	1974. 3	いきいき農村生活	1990. 9
野菜栽培技術指導のしおり	1974. 5	広島県花き栽培技術指針	1991. 3
主要野菜の作型別栽培指針	1974. 9	広島野菜づくり	1991.11
農業気象災害対策指導資料 (シリーズ)	1974. 5	平成4年度広島女性たちの起業	
広島県果樹農業指導指針	1977. 3	—いきいき事例集—	1992. 4
わが家わがところの味自慢	1977.10	うんしゅうみかんのハウス栽培技術	1992. 4
主要野菜の作型別栽培指針	1978. 4	ふるさと新・四季の味第2集	1992.10
ひろしまふるさとの加工食品	1980. 3	地域の産物を活かして	1993. 8
地域営農の姿	1981.10	1993・1994年異常気象下の果樹生産と 技術対策 (冷夏・長雨と大干ばつ)	1995. 3
広島県果樹農業指導指針 (リンゴ・ユズ・キウイフルーツ編)	1982. 3	農業労働管理指標	1995. 4
農業気象災害対策指導資料 (シリーズ)	1983. 3	広島県果樹農業指導指針 (キヨボン・清見編)	1996. 2
広島の花 (栽培の手引き)	1983.11	さわやか女性のビジネスおこし	1996. 3
軟弱小物野菜の作型別栽培指針	1984. 3	花ロマンひろしま普及指導指針	1996.10
「花き生産イイハナ運動」優良事例集	1986. 3	現地からの報告 1996年世羅地域降ひょう による農作物被害	1997. 3
推進作物経営指標	1986. 3	都市と農村の多彩な交流展開の進め方	1997. 2
図表でみる広島県の戦後における柑橘 病虫害防除の変遷	1986. 3	集落点検からビジョンの実現にむけて	1997. 3
野菜の作型別栽培指針	1987. 1	新ひろしま郷土料理メニュー集	1998. 2
広島県花き生産イイハナ運動推進参考資料	1987. 3	食べよう、訪ねよう、楽しもう	1999. 3
ふるさと新・四季の味	1989. 7	広島野菜づくり	1999. 3